平成２３年（フ）第３１９号
茨城県ひたちなか市大字高場548番地８　マルフクコーポ201号
債務者　福本　良太
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３２２号
茨城県笠間市大古山６番地14
債務者　青山　桂壽
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第７１３号
京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町171番地６、申立時の住所京都府宇治市五ケ庄寺界道42番地の６
債務者　松岡　良一
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７５５号
京都府向日市森本町上森本16番地の36
債務者　小野　東湖
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８１６号
京都府宇治市木幡須留５番地の126
債務者　佐々木　実
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８３６号
京都市中京区壬生馬場町19番地３　デトム・ワン二条城南506号
債務者　Ｍ．Ｙｏｕこと　中尾まゆみ
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８４３号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地10―111
債務者　杉浦　一美
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８５５号
京都府宇治市大久保町旦椋76番地の１　府営西大久保団地19棟109号
債務者　下山　　章
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８７０号
京都市右京区西院坤町56番地　マンションＶ２―205
債務者　岡島こと　曺　　勝明
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５３６号
広島市西区井口台３丁目33番69―607号
債務者　下村　智子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６７６号
広島県廿日市市阿品台東３番８―101号
債務者　松森美知夫
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６３５号
福岡市博多区板付４丁目13番３―906号
債務者　大久保寿美
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７１２号
福岡市南区向野２丁目14番１号
債務者　酒井富美子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３４０号
福岡県春日市春日７丁目99番地ＭＩセレクション春日101号
債務者　中園愛一郎
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８４６号
福岡市西区姪の浜２丁目29番１―601号
債務者　佐古田　彰
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８８０号
福岡市西区西の丘２丁目３番１―603号
債務者　加藤　英則
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８８１号
福岡市西区西の丘２丁目３番１―603号
債務者　加藤智恵美
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部